資料５

# 放 課 後 児 童 ク ラ ブ の 設備及び運営基準について

平成２６年５月２７日（火）
豊川市　子ども課

# １．放課後児童クラブの基準検討経過

子ども・子育て新制度では、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとされており、放課後児童クラブもその一つとして位置づけられています。

また、新制度に合わせた児童福祉法の改正により、事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされたほか、対象児童の明確化、市町村の関与の強化、市町村の情報収集の規定等が盛り込まれました。

これらを受け、国において平成25年５月に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が設置され７回の会議を経て、平成25年12月25日に検討結果を取りまとめた報告書が公表されました。

この報告書を踏まえ、平成26年４月30日に「放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準」という厚生労働省令が公布され、新制度の施行に合わせて施行されることとなりました。

※参考

## 改正児童福祉法第34条の8の2第1項（抜粋）

市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

## 改正児童福祉法第34条の8の2第2項（抜粋）

市町村が条例を定めるに当っては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

## 専門委員会報告書より

**「従うべき基準」**とは、条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準を指す。

**「参酌すべき基準」**とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許される基準を指す。

# ２．厚生労働省令等の基準比較（従うべき基準）

| 項目 | 厚生労働省令 | 現行の国のガイドライン | 現行の市の公設実施要綱<br>・民設補助要綱 |
|---|---|---|---|
| 従事する者 | 保育士、社会福祉士、教諭の資格を有する等一定の基準を満たし、県知事が行う研修を修了したものであること。（研修は平成31年度末までに修了することとする経過措置あり。） | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生省令）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい 。 | **公設**：保育士又は教員の有資格者、又は熱意が有り心身健全と認められる者<br>**民設**：国のガイドラインに該当する指導員を適切に配置していること。 |
| 員数 | 支援の単位ごと（≒児童クラブごと）に２人以上とする。ただし、そのうち１人は、補助員に代えることができる。 | 記載なし | **公設**：原則２人。入所者が40人超で１人増員、60人超で２人増員<br>**民設**：記載なし |

＜参考＞
「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日付　厚生労働省令）第10条（要約）
1　放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置くこと。
2　放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、そのうち1人は、補助員に代えることができる。
3　放課後児童支援員は、次のいずれかに該当し、県知事が行う研修を修了したものであること。
（1）保育士
（2）社会福祉士
（3）高等学校等を卒業した者で、二年以上児童福祉事業に従事したもの
（4）幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教諭の資格を有する者
（5）大学･大学院等で社会福祉学、心理学、教育学等を履修し、卒業した者
（6）2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し、市町村長が適当と認めた者
4　支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
5　放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら支援に提供に当たる者であること。

# ３．厚生労働省令等の基準比較（参酌すべき基準①）

| 項目 | 厚生労働省令 | 現行の国のガイドライン | 現行の市の公設実施要綱<br>・民設補助要綱 |
|---|---|---|---|
| 児童の集団の規模 | １の支援の単位（≒１児童クラブ）を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。 | おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、１児童クラブの規模については、最大70人までとする。 | **公設**：記載なし。ただし、各児童クラブごとに定員を設定。<br>**民設**：記載なし（ただし、補助金額は、36人～45人のクラブが最も高額とする。） |
| 施設・設備 | ・遊び・生活の場・静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。<br>・専用区画の面積は、児童１人につきおおむね1.65㎡以上とすること。<br>・専用区画・設備・備品等は、衛生及び安全が確保されたものであること。 | ・児童のための専用の部屋または間仕切り等で区 切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。<br>・子どもが生活するスペースについ ては児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい。なお、子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保すること。<br>・施設・設備については、衛生及び 安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。 | **公設**：記載なし<br>**民設**：・救急用品及び必要用具を備えていること。<br>・児童を指導する上で、市長が適当と認めた施設であること。 |

# ３．厚生労働省令等の基準比較（参酌すべき基準②）

| 項目 | 厚生労働省令 | 現行の国のガイドライン | 現行の市の公設実施要綱・民設補助要綱 |
|---|---|---|---|
| 開所日数 | 年間250日以上を原則とし、保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して定めること。 | 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。<br>新１年生については、保育所との連続を考慮し、４月１日より受け入れること。 | **公設**：土日・４月～５月の祝日・12月29日～１月３日・８月13日～15日を除いた日<br>**民設**：記載なし（各団体ごとに規定） |
| 開所時間 | 次に定める時間以上を原則として、保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定めること。<br>⑴ 小学校の授業の休業日<br>１日８時間<br>⑵ それ以外の日<br>１日３時間 | 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。<br>また、土曜日、長期休業期間、学校休業日等については、保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること。 | **公設**：午後１時～午後６時（祝日・夏休み・冬休み・春休み等は、午前８時～午後６時）<br>**民設**：記載なし（各団体ごとに規定） |

# ３．厚生労働省令等の基準比較（参酌すべき基準③）

| 項目 | 厚生労働省令 | 現行の国のガイドライン |
|---|---|---|
| その他の基準 | 「非常災害対策」<br>「職員の一般的要件」<br>「職員の知識及び技能の向上」<br>「利用者の平等な取扱い」<br>「虐待等の禁止」<br>「衛生管理」<br>「運営規程の策定」<br>「帳簿の整備」<br>「秘密保持」<br>「苦情対応」<br>「保護者との連絡」<br>「関係機関との連携」<br>「事故発生時の対応」 | ○放課後児童指導員の役割<br>児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。<br>○保護者への支援・連携<br>保護者会等の活動についても積極的に支援、連携し、放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進めるとともに、保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるような支援を行うこと。<br>○学校との連携<br>学校との連携を積極的に図ること。なお、学校との情報交換に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持に十分な配慮を行うこと。<br>子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等の利用について連携を図ること。また、放課後子ども教室との連携を図ること。<br>○関係機関・地域との連携<br>保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努めること。<br>子どもの病気や事故、もめごとなどに備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図るように努めるとともに、ボランティアの募集・受入れを積極的に行い、また、地域の関係組織や児童関連施設等と連携を図ること。<br>○事故やケガの防止と対応<br>あらかじめ、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、事故やケガが発生した場合、速やかに適切な処置を行うこと。 |

# ４．専門委員会での検討結果（その他意見）

| 項目 | 専門委員会による報告 | 現行の国のガイドライン | 現行の市の公設実施要綱・民設補助要綱 |
|---|---|---|---|
| 対象児童 | 児童福祉法の改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたが、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいてすべて6年生までの受入れを義務化したものではない。 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校１～３年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができること。 | **公設**：昼間保護者のいない、主に１年生から３年生までの児童<br>**民設**：記載なし（各団体ごとに規定） |
| 放課後子ども教室との連携 | 共に地域における放課後の児童の居場所であり、所管している厚生労働省と文部科学省、または自治体における所管部局間等で放課後の時間の在り方について共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進することが望まれる。 | 放課後子ども教室との連携を図ること。 | **公設**：記載なし<br>**民設**：記載なし |
| 障害のある児童の受入れ | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に掲げる基本理念に沿って、障害のある児童も障害のない児童も日々の生活や遊びを通して共に育ち合うことが大切であるため、障害のある児童が安心して生活できる環境となるよう、障害のある児童の受入体制の充実、強化を図っていくことが必要である。 | 障害のある児童や虐待への対応等特に配慮を要する児童について、利用の希望がある場合は可能な限り受入れに努めること。<br>受入れに当たっては、施設・設備について配慮すること。<br>障害のある児童を受け入れるための職員研修等に努めること。 | **公設**：特別支援学級の児童・心身障害等で小学校で教員の加配がされている児童等が入所する場合は、指導員を加配する。<br>**民設**：記載なし（障害児を受け入れた場合は補助額を増額する。） |